

# 保健医療福祉サービスの情報化に関する 懇談会報告書

平成7年7月18日  
厚生省

## いま何故情報化か（はじめに）

### （1）高度情報通信社会の建設

・近年における情報処理や情報通信の技術の進歩は目ざましく、この分野の技術革新は人間の様々な社会活動を時間と空間の制約から解放するとともに、情報の高度利用による新しいサービスを生み出すなど、21世紀に向けて国民の生活を大きく変えようとしている。

・このような状況の中、政府の高度情報通信社会推進本部は、本年2月21日に「高度情報通信社会の実現に向けた基本方針」をとりまとめ、高度情報通信社会（人間の知的生産活動の所産である情報・知識の自由な創造、流通、共有化を実現し、生活・文化、産業・経済、自然・環境を全体として調和し得る新たな社会経済システム）の実現に向けて、今後2000年までに主要地域の光ファイバー網の整備と公的アプリケーションの導入に取り組んでいくこと等を決定した。

### （2）保健医療福祉サービスの情報化推進への期待

・21世紀の我が国は世界のどの国も経験したことがない少子・高齢社会が到来する。人口の少子化、高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、かつてのような経済の著しい発展も見込み難い状況の中で、保健医療福祉サービス分野をはじめとした社会保障

施策の充実を図り、すべての国民が健やかで豊かな生活を送ることができるようにしていくことが重要な課題になっている。

保健、医療、福祉各分野の連携を図りながら、国民が住み慣れた家庭や地域社会の中で、これらのサービスをニーズに応じて総合的に受けられるシステムの整備が求められている。

情報ネットワークの連携等における情報処理技術や情報通信技術の活用こそ、これらの政策目標を実現する有力な手段である。

・また、上記高度情報通信社会推進本部決定や昨年5月の産業構造審議会及び電気通信審議会の意見にもあるとおり、今後我が国において高度情報通信社会を実現していくためには、光ファイバー網等の基盤整備とともに、これを活用した公的アプリケーションの開発普及が強く求められている。

特に、保健医療福祉サービス分野については、情報化への国民のニーズも高く、その積極的な展開が期待されている。

・しかしながら、保健医療福祉サービス分野の情報化はこれまで保健医療を中心に取組みが行われてきているが、必ずしも総合的、計画的に進められてきたとは言えない状況にある。

### （3）最近の厚生省の情報化への取組み

・こうした状況を踏まえ、厚生省において平成6年5月に省内に情報化推進連絡本部長（本部長：官

房長)を設置して、保健医療福祉サービス分野における情報化を総合的に推進していくための体制が組み立てられるとともに、同年7月には保健医療分野の情報化の推進をめざした「保健医療情報システム検討会中間報告」がとりまとめられた。さらに、本年3月には「厚生省行政情報化推進計画」を策定し、効率的な行政の推進と行政サービスの向上を図るための努力が行われようとしている。

## (4) 保健医療福祉サービスの情報化に関する懇談会の開催

・21世紀に向けて保健医療福祉サービス分野の情報化を総合的に進めていくためには、何故情報化を進めていく必要があるのか、情報化により国民の生

活がどのように変わるのか、情報化を進める上で何をしなければならないのかを明らかにして、国民をはじめ医療機関、福祉施設、地方公共団体、関係団体、民間企業等の理解と協力を求めていくことが何より重要である。

このような趣旨から、本懇談会は、厚生大臣の要請により、保健医療福祉サービス分野における情報化施策の在り方について総合的な検討を行うために開催されたものである。

・本懇談会では本年2月より、情報化についての理念や意義を中心に、現行施策の評価やシステム等の標準化、費用負担等の共通課題等幅広い分野について計8回にわたって意見交換を行った。本報告書はその結果をとりまとめたものである。

## 2 情報化とは何か(基本理念)

### (1) 情報の活用こそ価値がある

・情報処理や情報通信の技術は、国民の社会経済活動を大きく変え得る可能性をもっており、21世紀において発展が期待される重要な科学技術である。

特に、産業経済の面ではバブル崩壊後の我が国の経済をリードしていく新産業として大きな期待が寄せられている。

こうしたことから、情報機器や情報システムの開発普及、情報通信インフラの整備といったことが注目を集め、そのことが情報化であるとの考え方も強い。

・しかしながら、国民の健康や福祉にとって最も重要なことは、それらの機器やシステムによってどのような情報、サービスが得られるか、どのように健康や福祉の向上が図られるかということである。

・すなわち、サービスを利用する国民の立場に立てば、情報機器や情報システムによって処理され、あるいは伝達される情報そのものに価値があり、情報の活用こそ意義がある。

特に、保健医療福祉サービスは人間の生命や健康、福祉に直接関係するため、これらに関する情報は様々な情報の中でも国民が生活していく上で最も価値のある情報の一つである。保健医療福祉サービス分野

の情報化を考えていく場合、情報そのものに最大の価値があり、情報機器や情報システムはその手段であるという考え方を基本とすべきである。

このことは一見自明のことではあるが、現実には必ずしも重視、徹底されてはいない。多くの場合、機器やシステム本位の考え方で情報化が進められている。

・21世紀の我が国が高度情報通信社会として着実に発展を遂げて行くためには、いま一度この原点を確認し、必要な施策を講じて行くことが重要である。

### (2) 利用者の立場に立って考える

・情報の活用こそ価値があるという考え方は、言い換えれば、その情報の活用によりサービス利用者の便益をいかに高めるかということの意味することから、利用者の立場に立って情報化を考えていくことが重要になる。

また、サービスの利用者の立場から情報化を進めていかなければ、情報化を国民生活に定着させ、社会システムとして組み込んでいくことは困難であろう。

・しかしながら、現状においてはこうした観点から、十分な取組みが行われているとは言い難い状況にある。国民のニーズを踏まえて、情報の一層の活

用が図られていると評価できるサービスは少ない。

・また、利用者の立場という視点が弱いという問題は、情報機器や情報システムの面でも該当する。例えばパソコンやワープロ等の情報機器を例にとっても、基本的な操作手順が複雑で多種多様になっている、情報の互換性が十分に確保されていないなど、利用者にとって使い勝手が悪いものとなっている。

・なお、サービスの利用者には、国民はもとより、医療機関や福祉施設、各種団体や企業、行政機関等も含まれる。

保健医療福祉サービス分野について言えば、サービスの最終利用者である国民とともに、例えば医療サービスを提供する医療機関も情報機器や情報システムを利用して診療を行うという面ではやはりサービスの利用者である。

したがって、保健医療福祉サービスの情報化を考える場合、個々の施策毎に、誰がサービスの利用者であるか、あるいは誰のための情報の活用かということ念頭において進めていく必要がある。

### (3) 自分の情報へのアクセスを確保する

・サービスの利用者の立場に立って情報の活用を図っていくということは、逆に言えば、サービスの利用者本人の意思に反してその者に係る情報が利用されてはならないということになる。

このような事態が生じないようにするためには、サービスの利用者にとって自分の情報にはいつでもアクセスできるようにし、自分の情報は自分で管理できるようにしていくという考え方が重要になる。

・今後情報ネットワークの連携が進み、情報の高度利用が図られるようになると、それだけ個人のプライバシーをはじめとする情報の保護対策が問題となってくる。

自分の情報へのアクセスを確保しておくという考え方は、このような情報の安全性の確保にとって基本となる理念である。

### (4) 情報化の基本理念

・以上から、情報化とは、サービスの利用者の立場から、情報処理や情報通信の技術を活用して、情報の高度利用を図ることであり、保健医療福祉サー

ビスの情報化は、このような基本理念に立って、進められて行くべきである。

・保健医療福祉サービス分野における情報の高度利用の方法としては、大きく次の二つがあげられる。

第一は、例えば情報通信ネットワークのように、画像や音声等の大量の情報を遠くまで高速に伝えるということである。これにより、サービス提供における時間的、空間的な様々な制約を克服することができる。

第二は、例えばコンピュータによるデータベースの作成のように、大量の情報を正確に蓄積し活用できる環境を整備するということである。これにより、正確な事実の分析の上に公正な判断が可能となり、サービスの質を向上させることができる。

### (5) 情報化を進める3条件

・情報化の基本理念が情報の活用であるとするならば、保健医療福祉サービスの情報化を進めて行くに当たっては、情報機器や情報システムについて、保健医療福祉分野の情報の特性を踏まえた、以下の三つの条件が満たされていることが必要である。

#### ア 情報の共通利用性の確保

・保健医療福祉サービスは、国民の誰もが生涯を通じて利用する身近なサービスである。特に、国民が生活をしていく上で必要不可欠な基本的なサービスについては、すべての国民に公平に提供されなければならない。国民の誰もがいつでもどこでも必要なサービス（情報）を受けられることが求められる。

このような意味で、保健医療福祉サービスの情報化には普遍性が求められるが、それを可能にいくためには、情報機器や情報システムについて情報の共通利用性が確保されなければならない。

例えば、医療施設間等での情報の交換を可能にし、公平なサービスの提供を実現していくためには、情報機器や情報システムの互換性を図り、ネットワークを介して容易に情報が入手、処理できるようにしていくことが必要である。

#### イ 情報の再現性の確保

・保健医療福祉分野の情報は、国民の生命や健康等に係わる情報であるため、極めて正確な情報の保存、再現、伝達等の処理が求められる。

特に、医療は、情報の種類が多く専門性も高いた

め、些細な情報の変化がその意味内容を大きく変化させることにもなりかねない。

このような意味で、情報機器や情報システムには情報の再現性の確保が求められる。

例えば、医療機関間でネットワークを介して医療情報が流通しても、その情報が誤りなく再現されなければ、所期の目的は達成されない。情報の改ざん防止のシステムや情報が流通の途中で劣化しないシステムを開発していく必要がある。

#### ウ 情報の安全性の確保

- ・保健医療福祉分野の情報は、国民一人一人の情

報に係わるものが多い。個人の健康状態や過去の病歴、家庭生活の状況など、個人のプライバシーに密接に関係してくる。したがって、情報システムについて技術的なセキュリティ対策を講じるとともに、法制度における守秘義務等の措置も必要となってくる。

このような意味で、情報機器や情報システムには情報の安全性の確保が求められる。例えば、ハッカー等による情報の改ざんや不正利用を防止するとともに個人のプライバシーを保護するための技術的なプロテクトを開発していく必要がある。

## 3 情報化によって何が変わるか（意義）

### (1) 少子・高齢社会に対応した保健医療福祉サービスシステムの確立

少子、高齢社会への各分野の対応

・今日、我が国は少子化と高齢化の進行、家族の小規模化、共働き世帯の増加等、社会経済の大きな転換期を迎えている。

21世紀の少子・高齢社会においても、すべての国民が健やかで豊かな生活を送ることができるようにしていくためには、こうした構造変化に対応した保健医療福祉サービスの供給体制の再構築を進めていく必要がある。

#### （保健）

・健康はあらゆる人間活動の源泉であり、保健サービスは活力ある地域社会を築いて行く上で基本となる重要な分野である。

このため、従来より、若い時からの健康づくりや病気の予防をきめ細かく支援する地域の保健サービス体制の充実や保健福祉事業の効果的な展開が図られてきたところである。平成6年に公布された地域保健法により、平成9年からは地域住民に最も身近な市町村を中心とした保健サービス体制が整備されていこうとしている。

・このような状況の中で、保健所は市町村を支援する専門機関として、また地域における保健医療福祉のシステムの構築等について重要な役割を担っている。

このため、保健所の役割である地域の人と生活環

境に関する健康問題の調査研究や疫学評価等の結果に基づく保健医療計画等の策定、直接又は市町村を介した住民の健康生活に関する情報の提供や総合相談の実施等について、情報化を進めていく必要がある。

また、地域保健に関する情報の収集、整理、活用を行う保健所を核として、市町村保健センター等を含む情報ネットワークを構築する等、保健サービス分野の情報化は、地域における住民の健康づくりに大きな効果をもたらすことが期待できる。

#### （医療）

・医療サービス分野においては、我が国は医療供給体制の量的な整備がほぼ終わり、今後は国民のニーズの高度化、多様化に対応した、質の高い医療サービスをいかに効率的に供給していくかが重要な課題となっている。

医療の質の向上のためには、医学医術の進歩はもとより、医療施設設備の近代化や患者の療養環境の改善、資質の高い人材の養成確保、医療機関の連携、健全かつ効率的な医業経営の確保等を図っていくことが必要である。

・遠隔医療技術の開発や医療機関のインテリジェント化等の医療サービス分野の情報化は、こうした課題解決の支援になるとともに、在宅医療等患者の多様なニーズにも応えていくことができる。

#### （福祉）

・福祉サービス分野については、人口の高齢化の急速な進展等に伴い、介護サービスを中心に国民のニーズが高まっており、早急なサービス供給体制の

整備が求められている。

このため、平成元年には高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）が策定され、平成6年にはその見直し（新ゴールドプランの策定）と少子化に対応したエンゼルプランが策定された。また、平成2年の福祉八法の改正をはじめ、福祉サービス業務の市町村への一元化が進められている。さらに、国民の誰もが身近に必要な介護サービスを受けられるよう、新しい高齢者介護システムの検討が進められている。

一方、障害者施策については、平成5年11月の障害者基本法の制定をはじめとしてライフステージを通じた総合的な施策の展開が図られている。

・このような状況の中で、一部の地方公共団体や福祉施設等で、事務処理等の面で情報化の取組みが見られるものの、総体としては保健医療分野に比べ、情報化が遅れている現状にある。

しかしながら、21世紀に向けて、国民の福祉ニーズは質量ともに増大していくとともに、保健医療分野との一層の連携が求められることから、今後福祉サービスの情報化を推進し、新ゴールドプラン等の実施の支援に努めていくことが重要である。

・今後、地域福祉情報システムの展開が求められる分野として、介護サービス、各種地域計画の策定、サービス利用促進（情報提供、ニーズの把握等）、参加とコミュニケーション（地域における情報交流や情報発信等）の4分野が考えられる。

・例えば介護を受ける高齢者等と老人福祉施設、医療施設等との連絡調整等を行う在宅介護支援センターや特別養護老人ホーム、保育所等、住民に身近な地域の機関の情報ネットワーク化や増加する福祉業務への情報処理システムの導入は、福祉サービス体系の改革に大きく貢献することが期待できる。

また、障害を有する人もそうでない人も同じ社会

の構成員として普通の生活を営むというノーマライゼーションの観点から、障害者等の社会参加と自立を確保する上で、情報機器や情報システムが果たす役割は大きく、障害者等が利用可能な技術の開発と利用の促進策が求められている。

保健、医療、福祉の連携

・家庭や地域社会において国民にきめ細かなサービスを効率的に提供していくためには、これら保健、医療、福祉の各サービスの連携が必要不可欠であり、市町村保健センターや在宅介護支援センター等を拠点とした情報ネットワークやデータベースの整備は、保健、医療、福祉の各分野間における情報の交換や活用を進め、質の高い総合的なサービスの提供を実現する。

・このように、情報化は21世紀の少子・高齢社会に対応した我が国の保健医療福祉サービスシステムの構築に大きく寄与するものである。

## （2）情報化により期待できる21世紀初頭の保健医療福祉サービスのイメージ

・以上のように、情報処理や情報通信の技術の発達、情報通信インフラの整備等により、国民生活に密接な保健医療福祉サービスの一層の充実が期待できる。

また、これらの情報化によって、全体として保健医療福祉サービスの効率化が図られ、国民の費用負担の軽減が期待できる。

・情報化により、いつでも、どこでも、だれでも質の高い保健医療福祉サービスが利用できる社会を実現していくことが必要である。

こうした社会をイメージすると、例えば別紙1のようなものが描けるであろう。

## 4 どのように情報化を進めていくか（現状と課題）

### （1）個別施策の現状と今後の課題

・施策の意義や国民のニーズという観点から見た場合の個別施策の現状と今後の課題については、別紙2（略）のとおりであるが、特に以下の点に留意

していく必要がある。

サービスの質の向上  
（サービスの高度化）

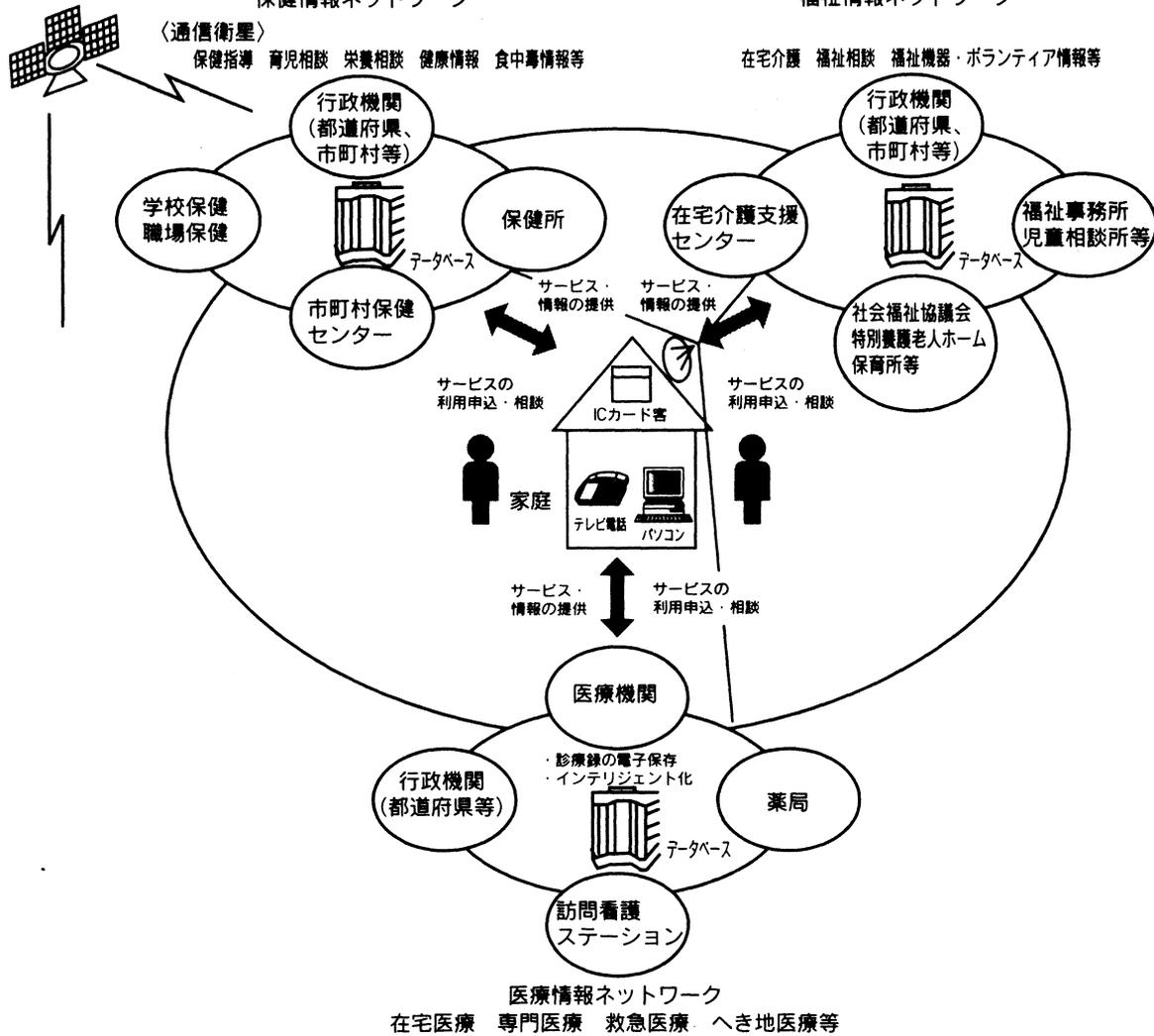
・情報化がもたらす大きな効果の一つとして、サービスの内容の高度化があげられる。

・例えば、がん診療総合支援システムの構築によ

(別紙1)

### 保健医療福祉サービスの情報化のイメージ

災害時の情報連絡等



り、国立がんセンターと全国の地方がんセンターとの間において、がんの予防、研究及び診療に関する各種データベースの構築や、テレビ会議、テレ・パソロジー（病理組織情報の交換）、テレ・ラジオロジー（放射線診療情報の交換）等を行い、がんに関する診断や治療方針決定が困難な症例等の診療支援を実施している。これにより、将来は全国で高度ながん診断治療のサービスを受けることも可能となろう。

循環器疾患についても、平成7年度より国立循環器病センターを核とした循環器疾患に関する情報ネットワークの構築が始められるが、今後とも他の重要な疾患について同様なシステムが導入されていくことが期待される。

・保健医療カードシステムは、ICカード等に個人基本情報や既往歴、投薬歴、健診情報等を記録し、個人が保管管理するシステムであるが、平成6年7

月にはガイドラインが制定されるなど、全国的な普及に向けた取組みが始まっている。

これにより医療機関における診療治療や保健所や市町村における個別相談指導等の支援につながるとともに、個人情報の安全性が確保される。

また、現在検討が進められている高齢者介護システムにおいて、ICカード等を利用して、優たきり老人等のADLや介護の状況等を記録管理することにより、公平で効率的なサービスの提供に資することが期待できる。

#### （サービスの複合化・総合化）

・情報通信システム間の接続や新しい技術の組み合わせにより、新たなサービスの提供が可能となる。

・このような観点から、既に厚生省において実施されている多数の情報システム（別紙2）（略）の一元化や整合性に配慮したシステムの高次化の実現を図るべきである。

・診療録や処方せんの電子化は、医療情報が発生する段階で入力することにより、診断治療等のサービスの向上、事務の効率化につながるとともに、他の情報システムとの結合や新たな情報システムの開発を容易にする等、保健医療分野における情報化推進の基盤となる。

厚生省は平成7年度より、診療録の電子保存についての標準規格の作成に取り組んでいるが、レセプト電算処理等の院内システムとの連携に留意していくことが必要である。

#### （データベースの構築）

・大量の情報を正確に蓄積し、整理、検索を容易にするデータベースの構築は、情報の高度利用を図り、サービスの質の向上や総合的なサービスの提供を実現していく上で極めて重要である。

例えば、薬剤情報、医学文献情報、がん治療の最新治験情報、特定疾患についての大規模疫学調査の結果等の蓄積、活用は、国民の健康や福祉の確保、医学や医療の発展にとって有益である。

・また、データベースの構築を容易にし、幅広く活用を図るためには、調査票や申請書等の各項目の記述様式の標準化を進めるとともに、常にデータベースの内容を最新のものにするよう努めることが重要である。

#### （新しいニーズへの対応）

・高齢化の進展や疾病構造の変化、国民のニーズ

の高度化、多様化等により、在宅医療や在宅ケアに関するサービスへのニーズが大きい。精細な画像や音声等を高速に伝送する技術の開発は、これら在宅医療や在宅ケアの支援となる。

・特に地域の住民が自宅においても在宅介護支援センターや市町村保健センター等の地域の身近な機関から手軽に保健医療福祉に関する情報を入手したり、相談ができるようにするとともに、施設利用等のサービスの申込み等を可能にするサービス利用相談支援のための情報ネットワークの構築が望まれる。

このため、措置制度等のサービス利用方法の在り方についての検討においても、情報化について配慮していく必要がある。

#### サービスの効率的な提供

##### （サービス供給サイドにおける事務の効率化）

・コンピュータ等の活用により、サービスの向上と事務の効率化が図られる。これにより、コストの軽減も期待できる。

・医療機関のインテリジェント化は、医療サービスの高度化や患者の待ち時間の短縮、経営コストの削減による医療機関の経営の健全化等に大きな効果をもたらすことから、その開発普及を図っていくことが必要である。

##### （行政の情報化）

・行政の情報化は、効率的、効果的な行政の実現にとって重要な手段であるとともに、住民に対する行政サービスの向上をもたらすものである。保健福祉サービスの供給主体が国や地方公共団体等の行政機関であることが多いことから、その意義は大きい。

・このため、厚生省行政情報化推進計画や地方公共団体等の行政情報化の進展に留意しながら、行政の情報化を計画的に推進していくことが必要である。

・また、行政サービスの情報化は、行政サービスの効率化のみならず、行政サービスの自己評価や的確性の確保にも資する。

特に、国、都道府県及び市町村間の行政に関する情報交換や指示伝達等の面でも情報化のもたらす効果は大きく、地方分権化の流れの中で、国と地方をはじめ行政機関間の連携にも資することとなる。

このような観点から、保健医療福祉分野における国、都道府県及び市町村等の広域的なネットワークの整備等を内容とする双方向性の行政支援システム

を構築していく必要がある。

・なお、行政サービスの情報化を進めるに当たっては、その他の保健医療福祉サービスの情報化との連携を図っていくことが必要である。

#### 公平なサービスの提供

・情報化は、サービスのアクセスを改善するとともに、サービスの地域格差を是正する。

特に、遠隔医療技術の進歩によりへき地離島等の医療過疎地区の医療を確保するとともに、臓器移植等の専門医療の公平な提供という面でも大きな役割を果たすことができる。

#### 生活に役立つ情報の提供

(健康や安全に関する情報の提供)

・健康や安全に関する情報に対する国民のニーズは大きく、民間の情報も含めて幅広く、かつ、正しい情報を総合的に提供していくことが求められている。

特に、地域の身近な保健所や市町村保健センターあるいは医療機関等で、病気の予防や健康増進、高度な診断治療等の健康情報が手軽に利用できる総合的なネットワークの整備が必要である。

・なお、活用されない情報や誤った情報が社会に氾濫するような事態は、かえって国民の意思決定を混乱させるなど、マイナスとなる。特に、保健医療福祉の情報はその内容の正確性が問われるとともに、それをどう評価するかという面が大きいので、情報提供者においては、情報システムの整備とともに情報のスクリーニングが必要である。

(サービス選択への支援)

・多様なサービスの提供と利用者による選択ということが、21世紀に向けての我が国の社会保障サービスの課題の一つであり、この面での情報化の果たす役割は大きい。

#### 緊急時の健康や安全の確保

(大規模な災害時における保健医療福祉情報の連絡体制の確立)

・先般の阪神大震災における経験を踏まえ、国立病院や公立病院等において大規模な災害に強い情報連絡システムを整備するとともに、地上系の通信手段の他に人工衛星等の無線通信の活用等複数の通信体系を確保しておくことが重要である。

(緊急時における情報連絡体制の整備)

・高齢化の進行等により一人暮らし老人等が急激

に増加しており、こうした老人等の緊急時における健康や安全を確保するため、情報通信技術を活用した緊急通報連絡システムの整備普及を図っていく必要がある。

なお、こうした情報連絡システムは、24時間対応の在宅介護等増大する介護ニーズへのきめ細かな対応にも活用することができる。

・救急医療情報システムは、患者の生命に係わる重要なシステムであり、空床情報の迅速かつ正確な入力体制の整備や全国への普及拡大に努めていく必要がある。

また、信頼性の高い無線通信系の導入等により、搬送途上の患者に対する救急医療支援システムの開発も望まれる。

#### 障害者等の生活の支援

(情報福祉機器の開発・普及等)

・視覚や聴覚などの身体の障害のために情報の伝達、確保に困難を伴う障害者、寝たきりの高齢者あるいは子供等が生活していく上で必要不可欠な情報の伝達、確保のための手段として、情報福祉機器の開発・普及は、最も基礎的なニーズを満たす重要な施策である。

・また、情報福祉機器は、そのような人々の行動範囲や意思伝達範囲を広げ、社会参加を促進する上でも、重要な役割を果たすことが期待される。

#### 人材の養成・確保

少子・高齢社会においては保健医療福祉サービス分野において、ボランティアを含め数多くの人材を必要としている。

このため、情報ネットワークシステムをマンパワーの需給の調整に活用するとともに、専門職種等の養成、研修にもバーチャルリアリティ技術の活用やマルチメディア教材の導入等が求められる。

## (2) 情報化推進のための共通課題

・保健医療福祉サービス分野の情報化を総合的かつ円滑に進めていくためには、国民のニーズに応じた各分野における取組みとともに、以下に掲げるような、これらに共通するいくつかの課題を解決することが重要である。

#### システム等の標準化

(標準化の意味)

・情報機器や情報システムについて標準化が行われていないと、各々の機器やシステムの間で情報のやりとりができず、情報の活用が図られないことになる。また、情報機器や情報システムについて技術的な互換性が確保されていたとしても、用語の意味内容や表現方法が標準化されていないと、同様にその情報を活用することはできなくなる。

・したがって、情報化の円滑な進展、普及を図っていくためには、情報システム等（コード、機器の仕様等を含む）について規格・基準を定め、明らかにしていくことが必要である。

言い換えれば、標準化とは、これらにより、望ましい情報システムの普及を図ることである。

特に今後は、ネットワーク間の接続等情報システムの複合化が進み、情報の高度利用が図られていくことが予想され、標準化への早急な対応が求められている。

#### （望ましい情報システム）

・普及させていくべき望ましい情報システムとは、どのようなものであろうか。それは、情報そのものに価値があるという考え方に基づけば、2の（5）で述べたように、保健医療福祉分野の情報の特性を踏まえた次の三つの条件を満たすシステムである。

- ア 情報の共通利用性が確保されていること。
- イ 情報の再現性が確保されていること。
- ウ 情報の安全性が確保されていること。

#### （標準化の考え方）

##### 用語・コードの標準化

・まず、用語の定義、用語が示す事象についての概念を明確化するとともに、用語と用語の関係や全体の相互関係を整理した体系を明らかにすることが重要である。

・また、情報のコードについては、現在どのようなコードが保健医療福祉サービス分野において存在するのかを明らかにするとともに、コードが異なるシステム間において情報の交換を行うに当たっては、片方のシステムのコードを他方のシステムのコードに置き換えるソフトを開発していくことが適当である。

・各種システムのコードは、それぞれのシステムの目的に応じて設定されているので、すぐには一元化は困難であろうが、できるだけ統合、整理し、将来に向けて統一化を図っていくことが望ましい。

また、特に、福祉分野のような今後コード設定を行うものについては、関連する保健や医療のコード体系に十分留意してコードを設定していくべきである。

##### ハードウェア・ソフトウェアの標準化

・保健医療福祉サービスに高度の情報処理技術や情報通信技術を活用していくためには、パソコンやワークステーション等のハードウェアとそれを作動させるソフトウェアが欠かせない。

厚生省は、国際的な標準化団体や国内の標準化団体、関連業界や関係省庁等に対して、利用者の立場から、ハードウェアやソフトウェアの標準化に関して積極的に意見、提言等を行っていくべきである。

・特に、診療録や医用画像の電子保存の規格等保健医療福祉サービス分野に特化される規格・基準については、厚生省自らが中心となって定めていくべきである。

#### （標準化推進のための方策）

・標準化を進めていくためには、望ましい情報システムの規格・基準を定めていくとともに、これらを周知させ、適宜メンテナンスしていくことが重要である。

このため、産学官一体となった標準化機関を設置するなどして、標準化を進めていく体制を整備すべきである。

・また、標準化されたシステムについては、補助金等の公的支援を行う等、何らかの普及のインセンティブを付与することが適当である。

##### 関連制度の点検

#### （いくつかの指摘事項に対する考え方）

・保健医療福祉サービスの情報化を進めて行く上で、法制度がそれを阻害しているとの指摘がある。

これらの指摘に対する厚生省の現段階における考え方は別紙3（略）のとおりであり、指摘の中には誤解を生じているものも見受けられたが、引き続き技術及び制度の両面からの研究、検討に取り組んでいく必要がある。

・なお、遠隔医療については、今後、遠隔地において診療治療を行うのに十分な情報が得られるような情報通信技術の開発状況を考慮していく必要がある。特に、初診時に必要とされる情報、触診で得られる情報の取扱いについて、関係者における研究、検討が期待される。

(制度や規制の継続的な点検)

・何が情報化を阻害しているのかは、その情報化の具体的な内容を踏まえてはじめて議論できる性格のものである。

したがって、今後における情報化の進展を踏まえて、厚生省は省令、通知レベルのものを含めて、継続的な制度や規制の点検に努めていくべきであり、その結果、情報化によっても所期の目的が達成される制度や規制については積極的に見直しを行っていくべきである。

・なお、地方自治体の中には、条例で、他の地方自治体等とのオンライン結合を一律に禁止しているところがあるが、こうした措置は情報の活用の障害となることから、制度及びシステム・技術の両面から情報の安全性の確保を十分図った上で、条例の見直しが行われることを期待したい。

費用負担と公的助成

(費用負担の基本的考え方)

・保健医療福祉サービスは国民にとって必要不可欠な公共的サービスが多いことから、その情報化に伴う費用負担については、他のサービスと異なり、税や保険料等の公的費用を中心とすることが適当である。

・一方、今後は高度情報化の進展等により、個人の個別のニーズに対応した各種のサービスの提供が予想される。こうした個別のニーズに対応するサービスの部分については、公平性や公的財源の有効利用、財源の確保という観点から利用者個人の負担を導入していくことが適当であるが、その際サービスに対するニーズを抑制しないように配慮していくべきである。

なお、利用者負担の導入を図る際には、応能負担と応益負担を適切に組み合わせる工夫が必要である。

・公的費用負担と利用者負担の関係をどう考えるかについては、提供するサービスの性格、種類や内容に応じて、個々に適切な水準が決められるべきである。

(情報化普及のための経済的インセンティブの付与)

・費用負担の在り方で考慮しなければならないのは、国民の負担とともにサービス提供者側の負担の在り方である。特に、保健医療福祉サービスのうち、市場原理にはなじみにくなものについては、その普

及を図るため、公的助成等の経済的インセンティブを付与していくことが適当である。

また、情報システムは社会情勢の変化を踏まえ、常に見直しをしていく必要があり、こうした情報システムの更新に対しても同様な配慮が望まれる。

具体的には、補助金、税制、出融資、診療報酬等の方策を、それぞれの機能や目的により、必要に応じて講じていくべきである。

・また、公的助成の導入に当たっては、情報化により社会コストが逡減するとの指摘もあり、国民の理解にもつながることから、今後この点についても調査研究を進めていくことが適当である。

・なお、特に公共性の高いサービスについては、通信回線の利用料金負担の軽減等の措置が講じられることが望ましい。

また、情報化の普及により情報機器や情報システムの費用は逡減していくことから、こうした効果が利用者の費用負担の軽減につながるよう、関係者の努力が期待される。

個人情報保護

・情報ネットワーク社会が進むにつれて問題となってくるのが、個人情報(個人のプライバシー)をいかに保護していくかということである。

このため、情報システムのセキュリティ対策の確保と個人情報の保護のための法制度の整備が重要である。

・法制度面においては、行政機関が保有する電子情報については、昭和63年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定され、地方公共団体によっても類似の条例が制定されて、個人情報保護のための措置が講じられている。また、公務員や医師等の特定の職種、特定の業務についても法律により、業務上知り得た秘密について守秘義務が課せられている。

しかしながら、民間が保有する電子情報については、原則として法制度上特別な措置が講じられていないのが現状である。

・今後、保健医療福祉サービスにおける民間事業の在り方等も踏まえ、法制度における個人情報の保護の在り方について幅広い検討が行われる必要がある。

情報の活用の促進

・情報はそれが活用されてはじめて意味がある。

情報システムの整備とともに、その利用により、情報の活用の促進を図っていくことが必要である。

・このため、情報システムを誰にでも使いやすいものとするような配慮が必要である。特に、障害者はもちろん高齢者や子供にも使いやすいシステムや端末を開発、整備していくことが求められる。

・また、サービスの利用者においても、自らの情報活用能力の向上を図ることができるよう、学校教育や職場、地域における研修等の充実に努めると

もに、保健医療福祉サービス分野における情報活用の支提という観点から、必要に応じて、専門的な知識を有する人材の育成確保について検討を行うことが必要である。

#### 研究開発体制の整備充実

・公民の役割分担の下、公的研究機関における調査研究体制の整備、充実を図るとともに、民間企業に対する出融資制度の活用等による支援を行っていくことが必要である。

## 5 厚生省は何をなすべきか（情報化の推進体制等）

### （1）公民の役割分担

・保健医療福祉サービス分野の情報化を進めていくに当たっては、公民の役割分担を明確化した上で、両者の連携の下に総合的に推進していくことが必要である。

・保健医療福祉サービスの多くは医療機関や社会福祉法人等により提供されている。

これらのサービスは基本的には国民の生命や健康、福祉に関する専門性、公共性の高いサービスであり、今後ともサービスの一層の向上と安定的な供給が確保されていく必要があることから、情報化を進めて行く上で、医療機関や社会福祉法人等の果たす役割は極めて大きい。

・また、国や地方公共団体等の公的機関の役割は、情報システム等の標準化やそれらの普及のための助成等、情報化推進のための共通課題に積極的に取り組むとともに、以下のような民間では取り組み難い事業について自ら実施していくことが必要である。

ア 公的機関が運用に関与する必要があるもの

（例：救急医療情報システム）

イ 民間が行ったのでは不採算となるもの

（例：へき地医療支援システム）

・さらに、情報機器や情報システムに係る技術の開発普及を担う民間事業者の役割も重要である。これらの事業者においては、上記保健医療福祉サービスを提供する機関や法人等と連携を図りながら、利用者本位の望ましい情報機器や情報システムの開発普及が行われることを期待したい。

・なお、福祉サービスの領域では、今後地域にお

いて行政や民間などの様々な主体が福祉サービスを提供するとともに、地域住民の自発的な福祉活動への参加も重要な役割を果たす。このような福祉サービスの特性に配慮した情報化を進めていく必要がある。

### （2）厚生省の果たすべき役割

・厚生省は、利用者の代表という立場から、情報化を総合的、計画的に進めていくとともに、関係機関や関係業界等に対し積極的に意見、助言等を行っていくべきである。

・特に今後は、情報システムの標準化等情報化推進のための共通課題について積極的に取り組んでいくべきである。

### （3）実施計画の策定

・厚生省が自らの役割を適切に果たしていく上で、そのための具体的な実施計画を策定し、対外的に明らかにしていくことが、国民の理解を得る上でも、また民間の力を導入する上でも有益である。

・実施計画は、政府の高度情報通信社会推進本部決定（平成7年2月）等を踏まえ、当面2000年までを具体的視野に置いた計画とすることが適当である。

### （4）厚生省等における推進体制の整備

・保健医療福祉サービスの情報化を総合的に推進していくため、それぞれの分野の政策を調整し、総合的な企画を行う担当部門を厚生本省内に設置する

ことが必要である。

・また、以下のような調査研究体制等の整備充実を図っていく必要がある。

ア 研究資源や研究成果の共有化を図るため、試験研究機関やナショナルセンター、臨床研究機能を有する国立病院・療養所の研究情報ネットワークの整備。

イ 保健医療福祉サービスの情報化に関する調査研究組織の整備。

ウ 情報政策研究及び情報技術研究の推進やその効用についての客観的評価のための研究費の増額。

・さらに、厚生省における情報政策に関する重要事項を審議するための専門審議会を設置する必要がある。

・財団法人医療情報システム開発センター等関係団体の強化、充実を図るとともに、そのメリットを活かした活動の推進を図っていくことが必要である。

とりわけ福祉分野の情報化への対応について早急に検討を行うべきである。

## (5) 関係省庁、関係団体等との連携

・情報化を円滑かつ着実に進めていくためには、

関係省庁や地方公共団体等との連携、協力を進めるとともに、産学官一体となった取組みが不可欠である。

・なお、民間における情報化事業の円滑な推進と行政機関との連携の確保等を図る観点から保健医療福祉サービスの情報化に関する民間事業者が共同組織を設立し、連絡調整や共同研究等を行うことも有益である。

## (6) 諸外国との連携、協力

・現在、先進諸国7か国会議（G7）が中心となって進めている情報化に関する国際共同プロジェクトについて、厚生省としても、世界保健機関（WHO）等の関連の国際機関との連携の下、保健医療アプリケーションの分野を中心に可能な協力を行っていくことが必要である。

・また、開発途上国等を中心に、国際協力にも努めていくべきである。